

令和元年度第1回二宮町空家等対策協議会 議事録

開催日時：令和元年7月11日（木）10時00分～11時40分

開催場所：町民センター2A クラブ室

出席者：【委員】齊藤委員、鈴木委員、大西委員、松木委員、吉川委員
矢部委員、戸丸委員、内藤委員、宮戸委員、
栗木登記官（大石委員代理）、羽太委員、村田委員（二宮町長）
欠席2名 松下委員、吉田委員

【二宮町】椎野都市部長

【事務局】宮下都市整備課長、楠田計画指導班長、山口主任主事、中野主事

【傍聴者】1名

- 会議次第：1. 開会
2. 委員自己紹介
3. 議題
（1）平成30年度までの取組みについて
（2）二宮町特定空家等審査会条例の設置について
（3）空き家セミナー及び相談会の開催について
（4）その他
4. 閉会

資料1 町の現況と空き家対策

資料2 二宮町空家等審査会条例

資料3 第2回住まいのセミナー・相談会実施要項、相談シート

参考1 二宮町空家対策等協議会条例

参考2 二宮町空家等対策計画

参考3 空き家適正管理のお知らせ

1. 開会

(1) 会長あいさつ

2. 委員自己紹介

3. 議題 (○委員意見 ●事務局 (町) 等意見)

(1) 平成 30 年度までの取組みについて

●事務局より資料 1 を説明

○約 256 戸の空き家のうち、現時点では特定空家等ではないが、今後、特定空家等になり得る空き家は約 1 割であり、残りの 9 割は使用ができる状態という認識で良いか。

●特定空家等になり得る空き家はすぐに特定空家等に指定するのではなく、所有者に適正管理の通知を送付し、それでも改善がみられない場合に特定空家等審査会に諮ることになる。

○納税通知書に適正管理のお知らせを同封したとのことだが、空き家所有者の反応はどうか。

●空き家バンクへの登録を希望される方からの問い合わせが 2 件あったが、物件の詳細を確認したところ、状態が良い物件であったため、民間事業者へ相談することも提案させていただいた。

○納税通知書への同封はいつ始めたのか。

●平成 28 年に開始した。

○適正管理のお知らせはカラー印刷したチラシを同封したのか。

●黄色の紙にモノクロで印刷したチラシを同封した。

○適正管理のお知らせは町ホームページで公開しているのか。

●現在、公開していないので、公開し周知を図る。

○空き家リフォーム補助に関する問い合わせはあるか。

●7 月現在での問い合わせ件数は 0 件である。

○問い合わせがないのは条件が厳しいからか。

●空き家リフォーム補助は、空き家バンクに登録している物件が対象であり、現在の登録件数は 2 件である。そのため、問い合わせがない状況となっている。

○空き家の実態調査で使用した水道の閉栓情報は神奈川県から提供されたものか。

○神奈川県企業庁で保有している情報を提供している。

○シルバー人材センターと協定を結んでいる、ふるさと納税の返礼品である空き家の見回り作業は、空き家を見回るだけか。また報告書等は作成されるのか。

●作業内容は空き家を見回り、その結果を報告書にまとめるまでである。草木の伐採等のシルバー人材センターで受注できる範囲であれば、別料金で対応する。

○実績はあるのか。

●ふるさと納税の実績は 1 件であるが、寄付者の認識違いがあったため、返礼品として

空き家の見回り作業を行ったことはない。

- 二宮町空き家バンクと全国版空き家バンクは登録されている物件は同一か。
- 二宮町空き家バンクに登録した物件のうち、所有者の同意を得た物件に関しては全国版空き家バンクにも登録することになっているが、現在、全国版空き家バンクには登録がない状況である。
- 全国版空き家バンクは2種類あるが、町では1種類しか利用を考えていないようだがなぜか。
- 1種類しか考えていないわけではなく、全国版空き家バンクの利用者の反応や実績等を考慮しながら利用を考えていくこととしている。

(2) 二宮町特定空家等審査会条例の設置について

- 事務局より資料2を説明
- 特定空家等審査会の委員はどのような方か。
- 特定空家等審査会は、スピード感を持って対応したいため、空家等対策協議会の委員の中でもより専門性の高い方々を委員に委嘱する。

(3) 空き家セミナー及び相談会の開催について

- 事務局より資料3を説明
- セミナーの日程は平日でも問題ないか。
- 65歳以上の方を対象としているため、平日でも問題ないと考える。
- 昨年の相談会后に再相談があり、空き家バンクの話になった。ただ、空き家バンクへの登録は町に申請をしなければならない。相談会では空き家バンク等の相談ができるよう対応できないか。
- 町も相談会で空き家バンクやリフォーム補助等の説明ができるように検討する。
- どのような空き家を所有している方が相談にくるのか。
- 接道要件が厳しい物件や、過去にも不動産業者に相談したことがある物件などである。
- 広報はどのようにするのか。
- 主に町広報紙や町ホームページでの広報を考えているが、可能であれば各団体にも広報いただけるようご協力願いたい。
- 高齢者が集まるような催し等にセミナーのチラシを配布し、広報するのはどうか。
- 昨年度は高齢者等の担当部局にチラシの配架をお願いした。また町内各地区には「地域の通いの場」という高齢者が集まる場があるので、そこでチラシを配布し、広報することも検討する。
- セミナーの内容は昨年と同様か。
- セミナーの内容は専門的な内容ではなく、気軽に話を聞ける内容に設定している。

- 昨年度のセミナーに参加された方の町内外の割合は。
- 参加者の約半分が町外の方であった。
- そのため、納税通知書にチラシを同封することは町外の方にも確実にお知らせできるため効果的であると考えている。
- セミナーの対象者を考えると、セミナー内容のエンディングノートはそぐわないのではないか。
- セミナーの内容を空き家のみになると高齢者の方が参加しづらいようである。他自治体の実績として終活をテーマにした内容は比較的参加者も多いと聞いている。多くの方にセミナー及び相談会に参加いただくため、この内容を設定した。
- 参加者には事前に相談内容を確認しているということで良いか。
- 申し込みの際に相談内容を聞き取りし、相談シートを作成している。
- 当日は団体が効率良く相談を受けられるよう、相談シートの内容をどこまで事前にお伝えするか検討する。

(4) その他

- 次回の協議会はセミナー及び相談会が終了した後、12月もしくは令和2年1月に開催を予定している。

4. 閉会

以上